

公正証書作成について

公正証書は契約の延長線上にあります。

口約束 → 契約書 → 公正証書

公正証書にする意味

通常の契約書では内容の不備や偽造、紛失、焼失の心配がある。

相手が約束を守らない場合、裁判によって契約書が真正であることを認めてもらった上で、強制執行手続きが認められる。

公正証書にすることで、紛失等の問題を解消し、強制執行手続きを簡略化します。

(原本は公証役場で保管され、裁判によることなく真正であることが証明されます)

通常の契約書と公正証書の違い

	通常の契約書	公正証書
証拠としての効力	文書の成立・内容について問題が生じる可能性がある	真正に成立した文書であると推定される
保管	紛失、焼失すると裁判で証明が困難。	公証役場で原本が厳重に保管される。(20年)
強制執行	民事裁判で執行の可否を確定しなければならない	裁判によらず、強制執行の申立てが可能。
費用	当事者同士で作成すれば、費用はかからない。	公証役場への手数料＋弁護士または行政書士手数料
その他	書面にすることでの相手への圧力がある。	より強力な心理的圧力と、故意による隠滅や不履行を防止できる。

公正証書の基本形は契約書

法令及び公序良俗に反しない文書であれば、ほとんどの文書は公正証書にできます。

とくに約束事（契約）は最もトラブルに繋がりがやすいので、確実にトラブルを予防するための手段が公正証書です。

○公証役場費用

目的となる金額等により決まります。

100万円以下	5,000円
100万円超え200万円以下	7,000円
200万円超え500万円以下	11,000円
500万円超え1000万円以下	17,000円
1000万円超え3000万円以下	23,000円
3000万円超え5000万円以下	29,000円
5000万円超え1億円以下	43,000円
1億円超え3億円以下	43,000円+(5千万円ごとに13000円加算)

※当事者の数や条件により変わりますので事前に公証役場へ見積もりをとります。

○佐藤上野事務所手数料

相談 + 文書（契約書）作成 + 公証役場への見積もり等手続き
42,000円

○手続きの流れ

1. ご依頼者様と佐藤上野事務所 相談（内容決定）
2. 佐藤上野事務所 文書（契約書）作成
3. ご依頼者様と佐藤上野事務所 作成した文書内容の確認
4. 佐藤上野事務所 公証役場への確認（内容・手数料・予約）
※委任状の作成 → 押印作業（ご依頼者様）
5. 公証役場へ出向き、公正証書作成

○用意するもの

当事者の本人確認証明書

印鑑証明証、免許証、パスポート、住民基本台帳カード等 及び認印

※代理人に嘱託を依頼する場合は、委任状及び印鑑証明書、代理人本人証明書及び認印